

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月28日
【会社名】	エコナックホールディングス株式会社
【英訳名】	ECONACH HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥村 英夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町16番8号 共同ビル (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山7丁目8番4号 高樹ハイツ
【電話番号】	03(6418)4391(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 菅原 勲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,211,800円 (新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 306,091,800円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	714個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	6,211,800円
発行価格	本新株予約権1個につき8,700円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.87円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年3月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	エコナックホールディングス株式会社 管理部 東京都港区南青山7丁目8番4号
払込期日	平成25年3月18日
割当日	平成25年3月18日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 横山町支店 東京都中央区日本橋横山町4-1

(注) 1. 本新株予約権については、平成25年2月28日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	エコナックホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,140,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、42円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p>

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所第一部(以下「東証第一部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	306,091,800円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年3月18日から平成27年3月17日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 エコナックホールディングス株式会社 管理部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 横山町支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能である。(当社の要請による取得)。本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる。 発行価額相当額で取得が可能であることから、株価上昇の局面において新株予約権価値の上昇による追加の資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となる。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定している。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求日に発生する。

2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

3. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
306,091,800	3,625,000	302,466,800

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額6,211,800円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額299,880,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

新株予約権発行価額算定費用 1,250,000円

登記費用 2,375,000円

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
温浴施設建物建設費に充当する。	302,466,800	平成25年4月～平成27年3月

（注）手取金については、平成25年2月28日の取締役会決議により本新株予約権証券の第三者割当と並行して、新株式の第三者割当増資を決議しており、新株式にかかる差引手取概算額と合わせて全額を温浴施設建物建設費に充当する予定であります。

本新株予約権による差引手取概算額 302,466,800円

新株式による差引手取概算額 297,564,000円

合計 600,030,800円

当社グループは、当社が不動産事業、子会社日本レース㈱が繊維事業及び化粧品事業、子会社伊豆スカイラインカントリー㈱がゴルフ場事業を営んでおり、特に不動産事業は当社グループの柱として収益に大きく貢献しております。当社は不動産事業において新宿区歌舞伎町に保有する土地を時間貸駐車場として運用しており、本駐車場における年間の収入は約5,000万円ではありますが、より収益性の高い有効活用ができないか約1年前からリサーチし模索してまいりました。そして、より収益性の高い活用方法として、温浴施設を建設し賃貸することにより賃料収入を得るというスキームを実行することといたしました。本温浴施設の建設予定地である新宿区歌舞伎町は、都心で交通アクセスが良く日本でも有数の娯楽性の高い商業施設が多数存在するエリアで、昼夜問わず多くの人で賑わっており、地域住民のリピーター客のみならず遠方からも十分な集客を見込めると考えております。なお、本温浴施設の建設費用総額は約20億円を予定しており、自己資金約5億円、金融機関からの借入金約9億円、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により約3億円並びに新株予約権行使により約3億円調達することによって充当する計画であります。計画どおりに新株予約権が行使されなかった場合は新たな借入金により充当する予定です。

賃貸先としては、株式会社アクアジャパン東京を選定いたしました。選定理由は、同社は温浴施設の設計・運営・コンサルタント等を行っており全国各地で運営実績があること、また、当社は本温浴施設の設計を同社に委託していることであります。なお、同社からは、初年度の年間賃借料3億円としての建物賃借申込書を受領しており、その他詳細条件については協議中であります。

今後のスケジュールとしましては、平成25年7月着工、平成26年8月竣工後、平成26年9月からの賃貸を予定しております。

温浴施設の概要（予定）

建設地	東京都新宿区歌舞伎町1丁目
構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地下2階、地上4階建て
駐車場	25台分
駐輪場	134台分
建設面積	1,248㎡
延べ床面積	6,327㎡

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年2月28日の取締役会決議により本新株予約権の第三者割当と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株式の発行を決議しております。

（第三者割当による新株式の発行）

(1) 払込期日	平成25年3月18日
(2) 発行新株式数	普通株式7,140,000株
(3) 発行価額	1株につき金42円
(4) 発行価額の総額	299,880,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当 割当予定先：株式会社船橋カントリー倶楽部
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件といたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社船橋カントリー倶楽部	
本店の所在地	千葉県白井市清戸703番地	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 大島 英俊	
資本金	20,000千円	
事業の内容	ゴルフ場の経営	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社トーテム	57.25%
	株式会社ケプラム	42.75%

（注） 割当予定先の概要は、平成25年2月28日現在のものです。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません	
資金関係	該当事項はありません	
技術又は取引関係	該当事項はありません	

（注） 当事会社間との関係は、平成25年2月28日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部の代表取締役大島英俊氏は、平成19年6月28日から平成22年3月10日まで当社の取締役役に就任しており、同社監査役高橋幸雄氏は、平成19年6月28日から平成22年6月29日まで当社の社外監査役に就任しておりました。このような関係から、株式会社船橋カントリー倶楽部は、当社の事業戦略、経営方針及び資金需要に深い理解を有し、当社の企業価値・株主価値の向上の方向性についての十分な理解が得られると考えられることから、同社を割当先とする本第三者割当による資金調達が最善の方法であると判断をいたしました。

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、株式会社船橋カントリー倶楽部から、一度に新株式約6億円分の割当を受けるのではなく、まず新株式約3億円分の割当を受け、新株予約権約3億円分については段階的に投資を行いたいとの意向を受けたため採用したものであります。当社の資金調達面においても、自己資金、借入金並びに新株式及び新株予約権の発行に係る調達額を本温浴施設の建設資金の原資とし、新株予約権の行使による調達額を建設の進捗状況に合わせて本温浴施設建設に関する費用として段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。新株予約権の行使時期については、株式会社船橋カントリー倶楽部が最終的に判断しますが、同社からは当社の資金需要の時期をできるかぎり考慮して新株予約権を行使する旨の表明をいただいております。なお、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が急速には進まない点でも優位性があると判断しております。

当社としては本第三者割当により当社普通株式に希薄化が生じることは十分認識した上で、慎重に検討してまいりましたが、公募増資は、準備期間に相当の時間が必要であること、株主割当増資は、失権予想が困難であるために調達資金の予想がつかず、安定感のある手法ではないと判断したことから採用を見送ることといたしました。

当社グループにおいて、タイミングを逃さず新たな投資を継続していくことが、当社グループの収益基盤の強化、ひいては企業価値・株主価値をさらに向上させることとなり、既存株主の皆さまの利益向上につながるものと考えて、本第三者割当を決断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,140,000株

e 株券等の保有方針

当社としては平成27年3月まで本温浴施設建設の進捗に応じて資金調達の必要があるため、割当予定先より平成27年3月までに随時本新株予約権を行使する意向であるとの表明をいただいております。

本新株予約権の権利行使により取得した新株式につきましては、割当予定先より市場動向を勘案しつつ売却していく方針であるとの表明をいただいております。

f 払込みに要する資金等の状況

株式会社船橋カントリー倶楽部の財務諸表及び預金通帳を確認し、新株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権の行使の際の払込みについて十分な資力を有していることを確認しており、これらの払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部、株式会社船橋カントリー倶楽部の役員、株式会社船橋カントリー倶楽部の主要株主である株式会社トーテム及び株式会社ケプラムが反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。この反社会的勢力の調査は、第三者の信用調査機関である株式会社中央情報センターへ委託し、該当がない旨の報告を得ております。

なお、割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部からも反社会的勢力とは一切関係がない旨の宣誓書を受領しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。当該承認に先立ち、当社にて譲渡先に関して第三者の信用調査機関へ反社会的勢力調査の依頼をするとともに、譲渡先の財産の存在について確認いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢 元）の算定の結果である8,670円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、8,700円と致しました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価46円（平成25年2月27日の終値）、権利行使価額42円、ボラティリティ44.31%（平成23年1月から平成25年1月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.044%（評価基準日における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき8,670円との結果を得ております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは45.98%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.34%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分39.64%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額42円に代替資金調達コスト分20円を加えた62円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自らが現時点において想定しているコール発動水準（コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。）と異なる水準、つまり株価が62円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が42,370円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定したのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したことによります。

算定に際しては、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり22,808株（最近1年間の日次売買高の中央値である456,168株の5%）ずつ売却できる前提を置いております。

行使価額につきましては、割当予定先と協議の上、本ファイナンスに係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年2月27日）の終値46円から8.70%ディスカウントの42円といたしました。

なお、行使価額42円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均48.68円に対しては13.73%のディスカウント、前日までの最近3か月平均44.61円に対しては、5.85%のディスカウント、前日までの最近6か

月平均39.48円に対しては6.40%のプレミアムであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき8,700円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、当該算定結果を受け、割当予定先との交渉を行った結果、これを了承頂き、本新株予約権の1個当たりの払込金額を8,700円としております。当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価格につきましては、当社監査役会3名全員（社外監査役2名）から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役会が適法であるという判断に到った理由として、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公開物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の発行価額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、過去の事例により、現在の株価46円、権利行使価額42円、ボラティリティ44.31%、行使期間2年、リスクフリーレート0.044%、配当率0.00%等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの判断をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、71,177,466株（議決権の総数は71,105個）であり、本新株予約権の第三者割当増資により発行される本新株予約権のすべてが権利行使された場合に発行される株式数は7,140,000株（議決権の数は7,140個）となり、また、平成25年2月28日の取締役会決議により本新株予約権の第三者割当と並行して、発行決議を行った第三者割当による新株式の発行株式数は、7,140,000株（議決権の数は7,140個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は14,280,000株（議決権の数は14,280個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対して20.06%の割合（議決権の総数に対する割合は20.08%）で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社船橋カントリー 倶楽部	千葉県白井市清戸703番地	-	-	14,280,000	16.72%
株式会社ケブラム	東京都新宿区歌舞伎町 1-1-4	3,470,000	4.88%	3,470,000	4.06%
株式会社トーテム	東京都港区南青山7-8-4	3,400,000	4.78%	3,400,000	3.98%
株式会社広共コーポレー ション	広島市中区幟町14-5	3,120,000	4.39%	3,120,000	3.65%
吉村 浩太郎	千葉県白井市	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.51%
有限会社F.M.K.9	東京都西東京市ひばりが丘 4丁目6-E-505	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.51%
有限会社NAC	東京都港区南青山7-8-4	2,297,000	3.23%	2,297,000	2.69%
山河企画有限会社	広島市西区観音町9-4-202	2,000,000	2.81%	2,000,000	2.34%
有限会社MBL	東京都港区南麻布1丁目 6-31-101	1,967,000	2.77%	1,967,000	2.30%
株式会社船カンショート コース	千葉県白井市神々廻1904-2	1,900,000	2.67%	1,900,000	2.23%
有限会社YOC	東京都千代田区一番町 20-6-203	1,500,000	2.11%	1,500,000	1.76%
計	-	25,654,000	36.08%	39,934,000	46.77%

(注) 1. 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、最近日現在（平成24年9月30日）の総議決権数71,105個であります。また、割当後の総議決権数は85,385個であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の発行済株式総数に、平成25年2月28日提出の有価証券届出書における新株式発行数及び本新株予約権が全て行使された場合の株式の総数を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第132期）の提出日（平成24年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成24年7月2日提出の臨時報告書

1. 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第132回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款第2条（目的）の追加

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、奥村英夫、菅原勲、瀬川信雄及び萩野谷敏裕を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	40,109	402	0	（注）1	可決（99.01%）
第2号議案				（注）2	
奥村 英夫	39,350	1,811	0		可決（95.60%）
菅原 勲	40,013	1,148	0		可決（97.21%）
瀬川 信雄	39,570	1,591	0		可決（96.13%）
萩野谷 敏裕	39,367	1,794	0		可決（95.64%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を所有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を所有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第132期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第133期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

エコナックホールディングス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 遠田 晴夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本郷 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠田 晴夫 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本郷 大輔 印
----------------	-------	---------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エコナックホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エコナックホールディングス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠田 晴夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本郷 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第132期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。